

議案第 4 号

羽曳野市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、羽曳野市道路線を別紙のとおり廃止する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
38037	桃山台37号線	桃山台4丁目105-10番地先から	桃山台4丁目37-10番地先まで	



廃止路線	
路線番号	路線名
38037	桃山台37号線
凡 例	
○	起点記号
→	終点記号